

疏水百選 実施要領（案）

1. 疏水百選の趣旨

- (1) 日本三大疏水と呼ばれる安積、那須、琵琶湖疏水など歴史ある疏水の多くは農業のための用水で、その延長は約40万kmにも及び日本の農地・農村をすみずみまで潤ってきている。これらの疏水は食料の安定的な供給の基盤であり、地域振興の要の役割を果たしている。さらには、国土・環境保全、保健休養、美しい景観の形成など様々な役割をもった国民共有の資産である。
- (2) 疏水は、これまで農家を中心とする地域の共同作業によって守られてきた。しかしながら、近年の農村地域の過疎化や高齢化により水路の管理や定期的な草刈りや土砂上げなどの手入れが困難になってきている。
- (3) こうした疏水の役割が今後とも維持され、美しい農村の景観と国土が守られるためには、農家のみならず地域住民や人々も含めた国民全体でその保全活動に取り組み、次世代に継承していくことが必要である。こうした観点から疏水を保全する国民的運動を進める一助とするため、「疏水百選」を実施するものである。

2. 百選の実施主体

疏水百選の実施主体は農林水産省とする。
なお、事務局は全国水土里ネットに置く。

3. 選定の対象

選定の対象は、以下の要件に該当することとする。

- (1) 水の用途に農業のための水が含まれ、持続的に農業が営まれていること。
- (2) 疏水としての通水機能を有する一連の水利システム又はこれらを含む地域を対象とする。
具体的には、取水するための堰や頭首工、水を流すための水路、水を分水するための分水工やゲート、水を排水するための排水機場などを含む地域
(水を貯めるためのダムやため池などは、今回の選定対象とはしない。)

4. 名称及び認定の対象

(1) 名 称 疏水百選

(2) 認定数 概ね100～150（選定委員会で選定した数）

5. 選定方法

疏水百選は、選定委員会において選定する。

6. 選定基準

疏水百選の選定については、疏水の形態や機能、役割が多様であることから4つのテーマを設定し、基本事項、テーマ別事項、総合事項毎に設けた選定基準により評価を行う。

なお、各テーマ毎の分類は、選定過程において行う。

【疏水百選 選定基準は資料3参照】

7. 募集方法

疏水百選は、以下の方法により一般国民及び関係機関等から募集を行う。

(1) 募集期間

百選の募集は、平成17年6月から平成17年8月末までの3ヶ月間とする。

(2) 応募要件等

疏水百選を募集するにあたって応募要件を設定し、応募者は応募要件に適合する疏水について応募をするものとする。

また、応募に当たっては、百選として審査選定するために必要な資料の提供を求めるとともに、必要に応じて事務局により情報を補完することとする。

なお、応募資格は特に定めない。

【疏水百選 応募要件は資料4参照】

(3) 募集のPR方法

募集を促すため、マスコミやインターネット等を通じて広く呼びかけるとともに、応募要件等を記載したリーフレット等を作成し配布する。

(4) 受付方法

応募の受付は、募集期間中を通じて、郵便、Fax、電子メール等により応募を随時受け付けるとともに、インターネット上でも受け付けることとする。

8. 選定の手順

応募された多数の疏水について、公平性を保ちつつ、効率的に百選を選定するために、以下の手順により選定を行う。

(1) 実施方法の決定(第2回選定委員会)

疏水百選の実施方法(募集方法、選定基準等)について、検討を行う。

(2) 応募案件の確認(事務局)

応募されてきた疏水について、応募要件を満たしているか確認を行うとともに、応募要件を満たす疏水(審査の対象)については、公平な審査が可能か確認し、必要に応じて情報(資料)の適切な補完を行うものとする。

(3) 百選候補(案)の絞り込み(事務局)

応募が多数に及ぶ場合は、選定基準に基づいて評価を行い、百選候補(案)を概ね200~300程度に絞り込む。併せて、テーマ毎の疏水(案)の分類を行う。

なお、この絞り込みを行う当たっては、疏水等の専門家に助言等を得て実施する。

(4) 百選候補の選定(第3回選定委員会)

百選候補(案)について、選定の考え方、候補としての適合性を審査し、百選候補を決定する。

この百選候補について、国民からの投票を募る。(10月下旬~12月上旬)

(5) 疏水百選(案)の絞り込み(事務局)

投票結果等を踏まえて、疏水百選(案)の絞り込みを行う。併せて、テーマ毎の疏水(案)の分類を行う。

(6) 疏水百選の選定(第4回選定委員会)

絞り込みされた疏水百選(案)の中から選定委員会において最終的な疏水百選の選定及びテーマ毎に分類された疏水(案)の適性の審査を行う。

9. 認定

百選の認定は、農林水産大臣が行う。

また、認定式は平成17年度の全国的な大会等において、関係者の参集のもと農林水産省が行う。

10. その他

疏水百選の基本的枠組みについては、選定委員会において検討を行う。

疏水百選に認定した疏水は、農地・農業用水等の資源の保全に関する国民的関心を高める一環として、その広報に努める。

附 則

この実施要領は、平成17年5月末日から実施する。